

第222回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和6年11月22日（金）午後1時30分～午後2時30分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、田川賀子委員、
柳沢 厚委員、柳町晴美委員、山村 弘委員、丸茂岳人委員、西沢利一委員、
岩崎福久委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 小松 輝男）
安東 隆委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長 野中 泰史）

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市計画公園係長）

定刻になりましたので、ただ今から第222回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の馬場浩司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに委員の出席状況について御報告いたします。現在、御出席いただいております委員は12名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送しました資料は4種類でございます。御確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、その他資料集が1部の4種類を事前に郵送しております。また、本日お配りしました資料として「当日配布資料」が1部と「事務報告に係る参考資料」が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などがございましたら事務局までお申し付けください。

次に、代理出席の方について御報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長岩崎福久様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長小松輝男様でございます。次に、農林水産省関東農政局局長安東隆様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長野中泰史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願ひを申し上げます。会場内の委員の皆さまが発言を希望される際は事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して御発言くださるようお願いいたします。

本日は法定審議案件1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により「会長が議長となる」とされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは規定によりまして議長を務めます。よろしくお願いいたします。

はじめに議事録署名委員ですが、名簿の順で田川賀子委員および柳町晴美委員よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から事務報告がございます。よろしくお願いいたします。

(2) 事務報告

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

事務報告をさせていただきます。都市・まちづくり課の三宅隆徳と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者がおりますので報告をさせていただきます。本日の傍聴者は1名でございます。受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して静粛な傍聴をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページを御覧ください。令和6年9月5日に開催しました第221回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては、記載のとおり令和6年11月14日に許可となっております。なお、前回の審議会の際に議第1号につきましては追加説明を求められておりましたので、本日、担当課より説明をさせていただきます。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の藤原整と申します。よろしくお願いいたします。

追加説明の事項となっておりますことについて報告をさせていただきます。今画面に表示されておりますこちらの資料を御覧ください。こちらの資料にあります産業廃棄物処理施設の増築計画について、運搬車両が周辺の交通へ与える影響についてのものがございます。左側が既存の施設、右側が新設する施設で建築基準法による許可の対象は赤枠で囲っている2つの施設となっております。

次のページをお願いします。運搬車両の台数の変化につきまして、前回はこちらの議案資料で現在の70台が増築後は83台になるということを説明させていただきました。追加説明としましては台数を算出した根拠である処理計画を明らかにすること。また、搬入と搬出の内訳が分かるように示すことという追加説明事項をいただいておりますので報告をさせていただきます。

次のページをお願いします。まず現在の運搬車両についてでございます。左側の欄が搬入される産業廃棄物の品目と車両台数。中央の欄が各処理施設の許可能力と現在の稼働率それから処理量を示しております。右側の欄が排出される製品等と車両台数で、一番右端に搬入、搬出の合計台数を記載しております。例えば一番上の、前は廃プラスチックと示した項目につきましては、R P F という再生資源を製造する工程となっておりますが、廃プラスチック類の搬入が5台、木くず、紙くず、繊維くずの搬入が3台となっております。そして、それぞれ最大19.6トンの処理能力に対して50%の稼働が行われていて、廃プラスチック類と木くずとそれぞれ10トンずつの破碎が行われております。合計20トンのうち、その下、10トンが減容固化されてR P F となっております。またR P F にできずに最終処分場に行くものが10トンとなっております。搬出はそれぞれ1台で、搬入、搬出の合計が10台となっております。このように各品目の搬入、搬出の合計が現在は70台となっております。

次のページをお願いします。こちらは増築後の予想台数でございます。オレンジ色で示した部分が新たに導入する処理施設。太字の部分が現状よりも処理量が増える部分を示しております。結果として搬入と搬出の台数が83台に増える見込みとなっております。この83台は、既存施設につきましては現状と同じ稼働率が続く設定。また増築する施設につきましては取引状況を考慮して現実的に予想される稼働率を設定して算出したものとなっております。ただ理論上は許可能力まで余力があることとなりますので、仮に限界まで動かした場合はどうなるかということを追加で試算を行っております。それが次のページになります。

5ページ目を御覧いただきたいのですが、各再生資源を製造する一連の工程のうちボトルネックとなる工程を100%として、その前後の処理工程はそれに合わせて最大限に稼働するものとして試算したものがこちらになっております。太字で示した部分が再生資源の名称とそれを100%にするボトルネックとなる工程となっております。例えばR P F を製造する工程では減容固化の100%がボトルネックとなりますので、そこを100%と設定しまして①、②の破碎は65%、四角3の破碎は70%、その下の圧縮は20%といったことが、この一連の工程の最大の処理量となっております。そのように各処理施設を算出しますと搬入と搬出を合わせて最大で、一番右下ですが、158台程度と試算されております。

こういった試算を行いまして、周辺道路の構造や交通量の状況から周辺の道路交通に支障がないものであると判断をしております。報告は以上でございます。

(柳沢議長)

はい。ただ今の説明に関しまして御質問、御意見がありましたらお願いします。前回のときに御指摘がありました柳町委員はよろしいですか。

(柳町委員)

はい。

(柳沢議長)

ちょっと分かりにくいところがあって。ボトルネックになる100%をセットして、それで制約される残りのものは、その制約の範囲でパーセンテージという説明で、話としては分かるんだけど、どこがどういうふうにボトルネックになるか、もう少し説明してくれませんか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。まずRPFですと、最終工程で減容固化をしたものがRPFになりますけれども、そこを100%としますと、一日の処理量が19.2トンまでがRPFを製造できることになります。19.2トンの原料となる廃棄物類の破碎が、その前工程になりますけれども、19.2トンを生み出すためには最大でも①、②の破碎につきましては65%、それを超えると減容固化の処理ができないので。

(柳沢議長)

なるほど。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

ということになります。

(柳沢議長)

下のほうは？

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

下のほうは、石膏ボードという欄につきましては、これは2つの新たに石膏ボードの処理施設を導入することで従来は改良土が製品でしたけれども、再生石膏ボードの原料も新たに製品になります。四角の2番が石膏ボードの破碎施設で、こちらは100%で設定をしております、石膏ボードに付着している表の紙ですね、こちらの紙くずにつきましては、付随して1%程度の圧縮が生じることになります。改良土につきましても、汚泥が原料になりますが、こちらは100%。それに混合するための固化剤となる石膏ボードは30%程度ということになります。

(柳沢議長)

はい、分かりました。それで結論的に、現状は出入り70台が目一杯稼働したとすると出入りが158台になると。そう思えばいいのですかね？

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

それで問題あるかないかは、どう判断されたのですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

周辺の道路の構造や交通量の状況を鑑みまして交通渋滞等の支障がないものということで判断しております。

(柳沢議長)

はい。皆さんよろしいですか。御意見がないようですから、この件は了解したいと思いますが、可能であれば、このようにしてほしいと思うのですが。

この件は毎回こういうふうに処理能力との関係が曖昧な状態が出てくるんですね。この処理能力は、要するに、それを超えないという保証がない状態で議論されるわけです。けれども、処理能力の想定パーセントが、そんなには実際は超えないだろうということでやってきているわけですね。そこでお願いですけれども、この処理能力を想定した処理計画というものを事業所と行政とで、ある種のフィックスをするような作業ができないかを検討してくれませんか。一番固く言えば協定でしょうし、協定が固すぎるならば事業者から「こういう計画でやります」という、「それを変更するときは事前にお届けします」とか、そういうある種の誓約書のようなスタイルもあると思うのですが、そういうことで、この計画がそれなりに一応信頼できるものだというふうな背景を作っていただきたいと思うのですね。よろしいですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

検討させていただきます。承知しました。

(柳沢議長)

環境部局のほうもそういう話について何か異存はありますか。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

申し訳ございません。今日は環境部局がないので申し訳ございません。

(柳沢議長)

いないか。では、その件は以上ということにいたしましょう。

その他、議事報告についても御意見ございませんね。

(3) 議案審議

議第1号 上田都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは議事に入りたいと思います。本日の審議案件は1件でございます。長野県から付議がありました「上田都市計画道路の変更について」説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の井出博文と申します。私の後ろには、上田都市計画になりますので上田市都市計画課の職員にも同席をいただいております。よろしく申し上げます。

議第1号「上田都市計画道路の変更について」説明します。議案は議1-1から議1-5ページ。説明資料は議1-6から議1-17ページになります。

それでは、まず議1-2ページを御覧ください。本日付議しております「上田都市計画道路の変更」は3・3・4号諏訪部伊勢山線の一部区間において道路の区域を変更するものでございます。

続きまして、ページが飛びますが議1-6ページを御覧ください。今回変更する3・3・4号諏訪部伊勢山線の全体概要について説明します。御覧の上田都市計画図において中央付近の東西方向に伸びるピンク色の線が当該路線となります。本道路は上田市に位置し、左側の3・4・10号秋和神畑線との交点を起点とし、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジを経て、右上にあります上田都市計画区域の境に至る延長約6380メートルの幹線街路でございます。本道路は上田市の中心市街地と旧真田町とを結ぶ主要な幹線道路として昭和8年に都市計画決定されました。その後、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジと国道18号バイパスが整備されるのに伴い国道18号バイパスから旧真田町の区間が4車線に都市計画変更され現在に至っています。

続きまして、議1-7ページを御覧ください。上田都市計画の総括図を拡大したものになります。今回

変更する3・3・4号諏訪部伊勢山線は図面中央左から図面右上に向けて、方角は西から中心市街地を抜けて北東に延びる旗揚げをした道路となります。本道路は国道144号として群馬県吾妻郡長野原町から上田市街地を結ぶ広域交通の一端を担うとともに旧真田町から上田市街地へ向かう生活道路としての機能を持ちます。4車線区間のうち、これまで国道18号バイパスから上信越自動車道本線高架橋の手前にある「上野」という交差点までは整備済みで、その先の旧真田町までの区間の整備について現在事業を進めております。今回の変更としましては、事業の実施にあたり沿道の土地利用や地形条件等を踏まえた詳細な検討を進める中で、道路のり面構造や取付道路の接続等を勘案した結果、事業中の終点部約680メートル区間の道路区域を変更するものでございます。

続きまして議1-8ページを御覧ください。本道路の起点3・4・10号秋和神畑線との交差付近の計画図になります。今回の変更区間外となりますので説明は省略させていただきます。

続きまして議1-9ページを御覧ください。JR上田駅周辺の計画図になります。今回の変更区間外となりますので説明は省略させていただきます。

続きまして議1-10、議1-11の両ページを御覧ください。上田市の環状道路網の一端を担う3・3・1号上田篠ノ井線、通称国道18号バイパスになりますが、そことの交差付近の計画図になります。今回の変更区間外となりますので説明は省略させていただきます。

続きまして議1-12ページを御覧ください。上信越自動車の上田菅平インターチェンジ付近の計画図になります。この図面から今回変更する区間を表示しており、既決定の区域をピンク色、今回の変更で、新たに追加する区域として図右上の赤色と、削除する区域を黄色でお示しし、変更区間と赤く旗揚げしております。変更区間は延長約680メートルとなり、元々バイパス計画となっていたものを図面のオレンジ色の線で表示した現道である国道144号側へ寄せる変更となります。なお、幅員および車線数に変更はなく25メートルの4車線のままとなります。また左上にあります写真①では、4車線で整備済み区間の状況をお示ししております。写真②では、バイパス区間として現在整備を進めている区間のドローン撮影になり4車線で整備をしている状況がお分かりいただけます。写真③では、変更区間の現道、一般国道144号の道路状況をお示ししておりますが、現況幅員は約8メートルで、歩道も狭小な状況で交通安全上も課題があることが分かります。

続きまして議1-13ページを御覧ください。本道路の終点、上田都市計画区域の境界であり、旧真田町との境付近の計画図になります。図面左上の写真④では、終点部である一級河川神川を渡河する川久保橋付近の状況をお示ししています。

以上、今回の変更区間の計画図の説明となります。

続きまして議1-14ページを御覧ください。計画図は変更区間が複数枚に及んでいるため1枚の図面にまとめた概要図を御用意いたしました。先ほどお伝えしたように今回変更する区間は終点部の延長約680メートルとなり、バイパス計画であった黄色の道路の区域を削除し、赤色の現道に寄せる計画とな

ります。旗揚げの左側付近に縦の茶色の線がありますが、これが旧真田町と旧上田市の境になりまして、左が都市計画区域外、右が都市計画区域になります。終点部の都市計画区域境にある川久保橋は現在2車線の橋梁ですが、この既存橋梁を活用し、その下流隣りに、もう2車線相当の橋梁を整備することで4車線の道路とします。そして図左の赤破線のように既存の下原信号交差点へ最小限の影響で、すり付ける計画としております。また図の中央のやや右下方に黒字で「市道ふるさと伊勢山金井線」と記載されていますが、この道路との交差点を信号交差点とする方向で公安委員会と調整しております。

次に、図の左下に標準横断面図をお示ししております。片側2車線で中央に分離帯そして両側に幅員4.5メートルの歩道を設けた全幅員25メートルの構成になります。変更に至った詳細な状況は次ページ以降で説明してまいります。

続きまして議1-15ページを御覧ください。本道路の位置付けおよび必要性について説明します。資料上段では、本道路の上位計画等における位置付けを記載しております。上田都市計画区域の整備、開発および保全の方針をはじめ、上田市都市計画マスタープラン長野県総合計画に位置付けられた道路となっております。また資料中段以下には今回変更する区間の整備の必要性を整理しております。本道路は上田菅平インターチェンジへのアクセス道路であるとともに、旧真田町と上田市街地とを結ぶ主要な生活道路となっておりますが、幅員狭小により大型車等のすれ違いが困難で、朝夕には慢性的な交通渋滞が発生しています。また歩道は側溝と兼用の構造としては狭い幅員であるため地域から早期の整備促進が求められている状況です。円滑な都市交通を確保し、良好な都市環境の保全に資する道路として整備することが必要な道路であると考えます。

続きまして議1-16ページを御覧ください。今回の変更内容について御説明します。資料の左側は変更区間の詳細な平面図。右側はその航空写真を示しており、航空写真を左へ90度倒していただくと両図の方向が一致します。資料下段には変更内容の説明等を記載しております。まず変更要素の1点目としましては、図に①と記載した終点部の一級河川神川との交差になります。既決定の場合は神川付近が谷形状で低いため、浸水想定区域内に整備することになり、道路本体が被災する可能性が高いことから安全性確保の観点から計画の見直しを行ったものです。また終点部で神川を渡河する既存の川久保橋を半車線分活用することで施工性、経済性の改善も図られるものと考えております。

続きまして議1-17ページを御覧ください。2点目の変更要素としましては、地元から要望のあった既存集落から計画道路へのアクセス性の確保になります。黄色のバイパス計画から赤色の計画に変更することで既存集落から本道路へのアクセスが可能となります。本道路は4車線となるため中央分離帯を設けます。このため図の下方にある既存集落沿いに現在の国道144号を利用した側道を設け、新設する4車線へのアクセス箇所を絞り込むことで安全を確保します。そして図に②とお示した本道路を横断し、既存集落と神川下流沿いに広がる農地を往来する付替道路の構造についても地元の方々と協議を重ね設計の合意に至りました。

また3点目の変更要素としましては、図に③と記載した崖斜面への影響となります。道路の南側に高さ約30メートルほどのおおむね岩盤からなる山がありまして、計画道路を北へずらすことによって斜面の切り崩し量が少なくなり、さらに残土運搬と処理費などの軽減を図る観点からも計画の見直しを図ったものになります。

以上、変更箇所の詳細な説明となります。沿道状況や地形条件を踏まえ、本道路および取付道路の安全性、施工性、経済性等の観点から計画の見直しを行ったものであり、関係機関や地元との調整が図られた実現性のある計画となっていることから本変更は妥当であると判断しております。

続きまして議1-3ページを御覧ください。今回の変更に伴う計画書の新旧対照表になります。上の表が変更前、下の表が変更後の計画書になりまして、赤文字が変更箇所になります。本路線の線形の変更に伴い延長が約6380メートルから約6400メートルに増となりますが、幅員や車線数に変更はありません。

続きまして議1-4を御覧ください。こちらは都市計画の変更理由書になりますが、先ほどの説明と重複しますので説明を省かせていただきます。

最後に議1-5ページを御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、令和4年11月に地元説明会が行われ本計画について地元からおおむねの了解を得ております。その後、都市計画法第16条の規定による公聴会を令和6年8月25日に予定しておりましたが、公述の申出がなかったため中止となりました。また令和6年9月27日から令和6年10月10日までを都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。上田市へ意見聴取を行い令和6年10月29日付で案のとおり異存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ただ今の説明に関しまして御意見、御質問お願いいたします。大上委員。

(大上委員)

原案については反対ではなくて賛成なのですけれども、経緯について教えていただきたいのですけれども、既決定が平成12年でこういうふうになりますよということになって、ここへきて終点部約680メートルを変更するというのが今回の提案事項だと思うのですけれども、そこで、どうしてこの680メートル区間のところをこの機会に変更しようというふうに生まれてきたのか。要するに平成12年の既決定に対して全体を見直していくことをどういう手順でもって本日の提案になったかを教えてください。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、お答えさせていただきます。まず、現在「上野」という交差点から旧真田町の境までが事業化をされておりまして、全体を1工区、2工区、3工区と真田町側に向かって工区を分けております。そのうちの1工区が完成し、2工区がちょうど現場を施工中でありまして、完成の姿がだんだん見えてきているというところで、3工区の計画について地元の方々と詳細に詰めていく中で、バイパスの計画では了解が得られないというお話しが地元の方々からありましたので、よく話し合いをさせていただきまして、現在皆さまが活用している道路に沿わせるようなかたちで、設計を変更するというかたちで今日に至っております。

(大上委員)

分かりました。けれども、そうすると1工区、2工区についても同様の手順で詰めてきて、別段、地元の人たちの話し合いの中でも問題はなかったもので、平成12年度の既決定方針に従って工事を進めていって、3工区については、こういう要望があつて安全性なんかをより確実にするために、変更を今回は行いたいということよろしいのでしょうかね？

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。そのとおりになります。

(大上委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

元の計画の詰めが甘かったということなのでしょうね。今の説明で、要は不都合な点が工事の進展で具体的にはっきりしてきたということでしょう？どこがどういうふうに不都合だということになったのですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

一番には、先ほども御説明させていただきましたが、集落から離れたところに道路を通るということで、地元からメリットがないという御意見が一番強かった状況です。

(柳沢議長)

既存の細い道路は従前の計画の場合は生きてまますね？今回は途中まで生きてるけど途中で吸収される。そのへんも少し説明してくれませんか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。議1-14を御覧いただきたいのですが、この図の赤い部分が新たな計画の設計のルートになりまして、この赤い帯状になっているもの下半分の部分が既存の道路の144号を吸収するようなかたちになっておりまして、赤い帯の奥のほうに、その道路の黒い線が少し見えているのではないかと思います。

それと集落が、図の中央から右付近に伊勢山という集落になるのですが、こちらの方々が今回の計画について御意見をおっしゃっていた方々になりまして、この方たちが直接この道路へ出入りができるようなかたちにすべきではないかということで側道に変えている理由になります。

(柳沢議長)

はい。よろしいですか。そんなところで。大上委員よろしいですか。

(大上委員)

はい。

(柳沢議長)

ほかに御質問、御意見お願いします。非常に実務的な変更という感じではありますがよろしいでしょうか。

それでは決を取らせていただきます。この件については原案どおり承認ということで御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは原案どおり承認いたします。

(4) その他 長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議について

(柳沢議長)

議案審議は以上で「その他」案件がございます。「長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議について」の説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の今吉聡と申します。私から御説明をさせていただきます。

お配りしております「その他 資料集」の1ページをお願いいたします。長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議につきまして、この会議につきましては前々回の6月の当審議会において今年度有識者会議を開催し検討する旨を説明させていただいております。本日は有識者会議の進捗状況について報告させていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。第1回有識者会議につきましては令和6年10月22日に開催いたしました。委員につきましては、このとおりでございます。柳沢会長にも御出席をいただいております。座長につきましては筑波大学の有田教授をお願いしております。会議内容につきましては、初回は検討をお願いしたい3つの事項について背景および概要の説明をこちらからさせていただき、次回の会議に向けて必要な資料や不明点の確認などをしていただいたところでございます。

3つの事項につきましては、画面に表示しております(1)区域区分の見直し方針について、(2)広域的なマスタープランについて、(3)地域未来投資促進法に対する対応方針についてでございます。(2)、(3)につきましては(1)に関連する内容ということで今回検討をお願いしているところです。

(1)の区域区分の見直し方針について説明いたします。今回の見直しは令和12年を目標年次とする第8回定期見直しにあたりますが、無秩序な開発を防止し計画的な市街地を図るために設定している区域区分、いわゆる線引きを見直す上での方針を決定権者である県が定めるものです。県内で区域区分を設定しているのが図面に表示しておりますとおり松本圏域と長野圏域の2圏域で、松本圏域では松本および塩尻都市計画、長野圏域では長野および須坂都市計画が対象となります。

2ページをお願いいたします。この区域区分の見直し方針についての検討内容であります。近年の社会情勢を踏まえ、第8回区域区分の見直し方針案を作成するために、人口減少下における線引き制度の在り方などについて議論をお願いしております。第1回会議では、区域区分の見直し方針の構成、県の都市計画の概要、線引き都市計画区域の編入の変遷等について資料を用いて説明をし、次回有識者会議において線引き都市の意見を取りまとめた資料を作成の上、議論をしていただく予定としております。

続いて(2)広域的なマスタープランについて説明いたします。長野県では、多くの地域において、1市町村に対して1都市計画区域という構成になっています。そのため実際の生活圏と都市計画区域マスタープランが乖離している状況が見られております。そこで県では令和5年度に非線引き都市計画区域の29区域のマスタープランについて8つの圏域化を実施しております。これは実際の生活圏に見合った

圏域でのマスタープラン化を図ったものであります。残る松本、長野圏域の10区域マスタープランについても先ほどの区域区分の見直しに合わせてマスタープランの圏域化を予定しているところです。この広域的なマスタープランについての検討内容であります。区域区分の見直しと同時にマスタープランの圏域化を実施するために、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域を一つの圏域とする際のフレームの在り方等について議論をしていきます。フレーム方式とは、前回も御説明いたしましたが、将来等人口の予測を考慮し、必要な市街化区域の規模を設定する方式のことです。市街化区域のない非線引き都市においては、そもそもフレームという考えを用いてないことから、市街化区域の設定のない非線引き都市と線引き都市を一つの圏域とした場合のフレームの扱い方について問題提起をさせていただいております。第1回会議では、他県における広域フレームの事例等について資料を用いて説明をし、次回有識者会議において、フレームの算出方法や市街化区域と立地適正化計画でいう居住誘導区域の関係など各種必要な資料を提示の上で議論をいただく予定としております。

続いて(3)地域未来投資促進法に対する対応方針について説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。都道府県・市町村と調整して所定の手続きを経た上で、都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ければ、事業者は土地利用調整への配慮等を受けることが可能となります。配慮事項につきましては、アンダーラインを引いておりますが、事業実施場所が農用地区域や第一種農地に当たる場合であっても農地転用が可能であったり、事業実施場所が市街化調整区域に当たる場合であっても一定の条件を満たした食品関連物流施設や植物工場、データセンター等については開発許可が可能となります。この地域未来投資促進法に対する対応方針についての検討内容であります。このような背景のもと県内でも地域未来投資促進法を活用した事例が増えてきていることを受けまして、地域未来投資促進法に対する都市計画部局としての方針を示すために、開発を抑制、誘導すべき区域の明示などについて議論をさせていただく予定としております。第1回会議では、地域未来投資促進法の概略と支援措置の内容等について資料を用いて説明をし、次回有識者会議において、地域未来投資促進法の詳細や計画策定時の手続きのフローなど各種必要な資料を提示の上で議論をさせていただく予定としております。

最後に次回以降の予定について説明いたします。第2回、第3回有識者会議は、次回、当都市計画審議会までの間に実施を予定しておりますが、検討内容が多いこともあり、その他オンラインでの会議もお願いしているところがございます。スケジュール的に非常に厳しいものがありますが、次回の都市計画審議会までには区域区分の見直し方針を確定し、当審議会でも報告させていただく予定としております。以上、報告になります。

(柳沢議長)

ただ今の報告について、御質問、御意見がありましたらお願いします。次回の会議予定は今あるんだっけ？その後もまた一応御報告は？

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

第2回が次回になるのですが、第3回までやった後に、都市計画審議会、当審議会でも報告をさせていただきたいと考えております。

(柳沢議長)

そこでいろいろと意見が出たらどうしますか。僕はもうちょっと時間が迫っているのかと思ったら、先ほどの説明だと令和12年に見直し作業。そのために今やらないと結構タイトなのですか。そのへんのイメージがよく分からないのですが。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

将来の目標年を令和12年に設定しているということでもあります。

(柳沢議長)

そういうことか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

それまでにということではなくて、目標年が令和12年に設定していると。

(柳沢議長)

作業自体はいつなのですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

作業自体は今年度中に見直し方針を決定しまして、来年度以降それに基づいて区域区分の変更等の作業に入っていく予定です。

(柳沢議長)

だから区域区分の変更作業が終わる目標は？

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

令和8年もしくは令和9年と考えております。

(柳沢議長)

はい、分かりました。いかがでしょうか。もう少し具体的な議論が出てこないか議論しにくいかもしれないので。あいだにはないということね？都市計画審議会がないので第3回目が終わってからの報告となるということですね？

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そういうかたちになります。

(柳沢議長)

はい。そのあと方針自体はそれで一応フィックスしたいというのは事務局の考え方ですかね。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そうです。今年度に方針のほうは決めたいと考えております。

(柳沢議長)

やっと具体的な議論ができると思ったのに、これでフィックスですっていうふうになるんだね。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

議論の状況にもよると思いますが、目標としましては本年度中にということです。

(柳沢議長)

そういうことのようなのですが。よろしいでしょうか。これは、今まで立地適正化計画なんていうものがあって線引きと似たようなことは実はやってきているのですよね。そういうこととの関係もあって意外と影響がある話題ではないかと私は思っていますが、是非皆さんも関心を寄せていただきたいと思います。それでは、この件は以上といたします。

これで本日の審議はすべて終了ですね。事務局にお返しします。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございました。次回の開催日は、本日お配りしました「当日配布資料」の6ページのとおり令和7年2月上旬での開催を予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが、委員の皆さまには、本日お帰りの際または11月29日金曜日までに事務局へ御都合をお知らせくださるようお願いいたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして第222回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。